指標

平成14年度の指導について

常任理事　三　宅　直　樹

去る５月29日北海道医師会、北海道社会保険事務局、北海道保健福祉部国民健康保険課の三者による平成14年度の医療保険に関する打合せが行われた。席上、社会保険事務局から平成14年度社会保険医療担当者指導実施計画（案）の提案及び説明がなされ合意が得られたので概要を記述する。内容は昨年度と変更がないことに決定した。

冒頭、平成13年度の指導実施状況の説明が行われた。集団指導（指定時集団指導）は通知医療機関61件、保険医258名であり出席者は管理者93名、保険医282名、事務職員69名で出席割合も良好であった。集団的個別指導は対象数110件に対し出席104件で割合は94.5%であった。周知のとおり法にのっとった指導であるためペナルティーがあり、理由なく欠席した場合は個別指導が行われることになっている。集団的個別指導欠席件数は６件あり、本年度の個別指導対象件数に組み込まれている。個別指導は病院５件、診療所７件合計12件にのぼった。そのうち２件については監査となり保険医療機関取消の厳しい行政処分となった。個別指導は診療所については指定場所に呼び出されカルテの突合など約半日にわたり指導が行われる。病院については立ち入り指導が行われ通常は１日間にわたる。相当細かいチェックがなされることでもあり、医療機関の負担は重いものである。日頃から療養担当規則にのっとった診療を心がけていただきたい。個別指導の対象選定基準は別記８項目である。このうち①の情報提供源としては従業員、元従業員、被保険者が多い傾向にある。もちろん事実関係をあらかじめ調査し、指導の必要性を検討してから行われるものであり、匿名の情報は取り上げられない場合が多い。しかし最近は実名による情報提供がほとんどであり、遺恨や嫌がらせなどによる憶測や作為的な情報はなく、真実味のある情報が多くなっている。集団指導や集団的個別指導の開催日程や時間帯については以前より、診療に支障のないよう設定することが会員から要望されてきている。これについて

（別記）

個別指導

集団的個別指導に優先して実施するものとし、次の保険医療機関について実施する。

なお、「①」に該当するものは速やかに実施することとし、「⑧」については、別枠として実施する。

① 支払基金等、保険者、被保険者等から診療内容又は診療報酬の請求に関する情報の提供があり、必要と認められた保険医療機関

② 平成13年度以前において共同指導及び個別指導を実施した結果、「再指導」となった保険医療機関及び「経過観察」であって、改善が認められない保険医療機関

③ 監査の結果、戒告又は注意を受けた保険医療機関

④ 検察又は警察からの情報により、指導の必要性が生じた保険医療機関

⑤ 医療監視又は会計検査院の実地検査の結果、指導の必要性が生じた保険医療機関

⑥ 他の保険医療機関の個別指導又は監査に関連して、指導の必要性が生じた保険医療機関

⑦ その他、特に個別指導の必要が認められる保険医療機関

⑧ 新規指定から概ね６か月を経過した保険医療機関

は再三申し入れを行ってきたし、社会保険事務局も理解してはいるが実現には至っていない。地道な話し合いで歩み寄っていきたいと考える。両指導とも保険診療の取扱い、診療報酬請求事務、「療担規則」の説明等、基本的事項を講習会形式または講義形式で行うものであり、知っているべき日常診療を行っている医療従事者にとっては当然保険の知識ではあるが、つい見逃がされていることや改定されたことなどについて指摘されることもあり受講する価値はあるものと考える。集団的個別指導に関しては対象選定の基準が高点数順になっており、高点数イコール問題ある医療機関という印象が拭い切れない。平成８年から実施されてきて、内容も定型化してきている等、見直しの時期といえよう。高点数順に対象を選定せず、条件なしの定数制など検討するよう要望した。以下本年度の方針、指導計画等を記載する。

１．方針

「指導大綱」（平成12年５月31日保発第105号通知）並びに「厚生省と日本医師会及び日本歯科医師会との申し合わせ」（昭和35年２月25日保発第21号通知）の趣旨に沿い、北海道医師会、審査支払機関及び保険者の協力のもと円滑且つ懇切丁寧に行うこととなった。

２．指導対象者

保険医療機関の管理者及び保険医のほか、関係従業員となっている。

３．指導担当者

社会保険事務局の局長、技官、事務官、看護管理指導員並びに北海道保健福祉部国民健康保険課の課長、医療技術吏員、吏員が担当する。

４．指導事項

関係法令等に定める保険診療の取扱い及び診療報酬の請求等に関する事項。

５．指導形態及び指導方法

集団指導、集団的個別指導、個別指導、特定共同指導・共同指導があり、各々について詳述する。

＜集団指導＞

新規指定した保険医療機関の開設者、管理者並びに請求事務担当者及び新規登録した保険医が対象である。開設者または管理者は必ず受講することとなっており、事務担当者のみの受講は認められないので注意していただきたい。受講しない場合は個別指導となる。講習会形式により毎月（冬期は隔月）実施しているもので、いわゆる指定時講習会といわれている。本年度の実施日は表１の通りである。

表１　社会保険療養担当者集団指導日程

開　催　日	開　催　日
平成14年４月９日㈫	平成14年９月10日㈫
平成14年５月８日㈬	平成14年10月８日㈫
平成14年６月11日㈫	平成14年12月10日㈫
平成14年７月９日㈫	平成15年２月７日㈮
平成14年８月７日㈬	平成15年４月８日㈫

◎　時　間　　午前10時から午後３時30分
◎　場　所　　北海道医師会館

＜個別指導＞

対象は８項目（別記）に該当する医療機関であり、集団的個別指導に優先して実施される。第１項目の支払基金等、保険者、被保険者等からの情報提供により、指導の必要が認められた医療機関に該当する場合は速やかに実施される。

本年の個別指導は現在の時点で新規指導21件、再指導等21件となっている。

＜特定共同指導・共同指導＞

本年度は厚生労働省において予定されていない。

＜集団的個別指導＞

本年度の集団的個別指導実施要領（医科）を記載する。

平成14年度の対象保険医療機関の選定については、「指導大綱」及び「指導大綱関係実施要領」を基本に選定する。

１　次の類型区分ごとにレセプト１件当たり平均点数の1.2倍（病院にあっては、1.1倍）を超えるもので、総保険医療機関数の上位から高点数順に概ね８％の範囲にある保険医療機関を対象とする。

ただし、取扱い件数の少ないもの（精神病院は概ね５件未満、その他は10件未満程度）は除くこととする。

⑴　類型区分

◎　病院－４区分

①一般病院、②老人病院、③精神病院、④

臨床研修指定病院・大学付属病院・特定機能病院

◎　診療所－11区分

①内科（主として人工透析を行うものを除き呼吸器科、消化器科（胃腸科）、循環器科、アレルギー科、リウマチ科を含む。）②内科（主として人工透析を行うもの（内科以外で主として人工透析を行うものを含む。））③精神・神経科（神経内科、心療内科を含む。）④小児科⑤外科（呼吸器外科、心臓血管外科、脳神経外科、小児外科、肛門科、麻酔科を含む。）⑥整形外科（理学診療科、リハビリテーション科、放射線科を含む。）⑦皮膚科（形成外科、美容外科を含む。）⑧泌尿器科（性病科を含む。）⑨産婦人科（産科、婦人科を含む。）⑩眼科⑪耳鼻咽喉科（気管食道科を含む。）

(2)　レセプト１件当たりの平均点数の算出等

ア　算出等に用いるリストは、厚生労働省から提供されたデータとする。

イ　レセプトの種類は原則として一般分（老人病院にあっては老人保健分）とし、病院にあっては本人・家族の入院分、診療所にあっては本人・家族の入院外分とする。

(3)　院外処方せんを発行している保険医療機関については、平均点数にさらに次の点数を加算したものを当該保険医療機関の平均点数とする。

なお、加算点数の算出にあたっては厚生労働省からのデータを活用する。

＊内科（主として人工透析を行うものを除く）、皮膚科－200点

＊精神・神経科－1000点

＊泌尿器科－800点

＊小児科、整形外科、産婦人科、眼科－100点

＊内科（主として人工透析を行うもの）、外科、耳鼻咽喉科－加算なし

2　次の保険医療機関については、対象から除く

(1)　すでに集団的個別指導を受けた保険医療機関及び平成12年度並びに平成13年度に個別指導を受けた保険医療機関。

(2)　今年度に個別指導を予定している保険医療機関。

3　指導形態

(1)　集団部分については、地区別ごと（10地区程度）の会場において講習形式により実施する。

(2)　指導時間は概ね１時間程度とする。

(3)　個別部分については今年度は実施しない。

4　指導内容

指導内容は、保険診療は契約であること、客観的な選定方法であること及び「保険医療機関及び保険医療養担当規則」の説明等とする。

5　通知時期

実施日の概ね３週間前を目途に通知する。

6　その他

平成13年度において未実施となった２地区（釧路・北見）についても併せて実施する。

また、今年度に実施未了となった場合、該当する保険医療機関については翌年度に実施する。

本年度の対象件数は121件が予定されている。札幌地区（道央ブロック）は２日間に分けて実施する予定である。一応日付の指定はされるが、都合により日付の選択は可能である。参考に診療科別北海道平均値一覧表を掲載する（表２）。

表２　診療科別北海道平均値一覧表

◎病　院（入　院）	一　般　病　院	38,232点
	内訳 一　般　病　院	37,678点
	内訳 精　神　病　院	31,467点
	内訳 臨床指定病院等	50,103点
	老　人　病　院	30,987点
◎診療所（入院外）		(1,129点)
	内科(主として人工透析を行うものを除く)	1,101点
	内科(主として人工透析を行うもの)	4,952点
		(1,280点)
	精神・神経科	1,168点
	小児科	920点
		(1,482点)
	外　科	1,412点
	整形外科	1,211点
	皮膚科	595点
		(3,190点)
	泌尿器科	2,510点
	産婦人科	1,110点
	眼　科	657点
	耳鼻咽喉科	823点

（注）　診療所（入院外）の欄の（　）は、主として人工透析を行うものを除く前の平均値。

〈生活保護法による指定医療機関の個別指導〉

去る5月24日に北海道医師会、札幌市医師会、北海道保健福祉部保護課、札幌市保健福祉局総務部保護指導課の出席のもと、生活保護法による指定医療機関の個別指導に関する打合せが行われ、同意がなされた。例年通りであるが、選定についての概要と本年度の予定医療機関数を記載する（表3）。集合指導は函館地区で実施される予定である。

表3　生活保護法による指定医療機関の個別指導の選定について

1　要綱（平成6年6月1日施行）の第6「個別指導の選定基準」により、当該年度1月分の生活保護法による医療券発行枚数を基準として選定する。

(1)　市所在の指定医療機関は該当市福祉事務所から交付される医療券の発行枚数が50枚以上。

(2)　郡部所在の指定医療機関は該当支庁社会福祉課から交付される医療券の発行枚数が20枚以上。

2　1のうち5年以上個別指導が実施されていない医療機関を優先するものとする。

3　渡島支庁管内の実施については、基準該当医療機関が多数存在するため、実地による個別指導と、函館市に所在している医療機関については、集合指導として実施する。

※平成14年度の指定医療機関の個別指導、実施医療機関数（内訳）

病　院　31ヵ所　診療所　28ヵ所　合　計　59ヵ所

（再掲）

個別指導　病院　27ヵ所　診療所　17ヵ所　合計　44ヵ所

集合指導　病院　4ヵ所　診療所　11ヵ所　合計　15ヵ所